## 時事新報社大坂出張所の移轉

時事新報社大坂出張所は元と大坂高麗橋通に設置しありたれども配達の便宜神速を圖りて本年三月梅田停車場側に移轉したるに爾後大坂府下は勿論京畿中國九州四國に掛けて本紙の發賣高は日と共に增加し關西地方の通信幷に賣捌方も大に手を廣げざる可からざる事とあり隨て從來の出張所家屋にては手狹と感ずるに至りたれば今度更に是迄の處より南の方一丁程の東側即ち大坂西成郡曾根崎村第二百五十番地に移轉し通信、廣告受托、賣捌方等一切の事務を擴張せり

## 時事新報配達方に付廣告

本社は兼て新報遞送配達の儀に就ても深く注意し便宜速達を旨として隨時改良に怠り無きも發賣の紙數寡からず配達の區域廣くして不行屆の事も多かる可く殊に遠隔の地方に至りては速達の方法は有り乍ら之を利用するまでに心付かざるもあらん就ては新報の遞送配達方に付一層の便法御心付あらば其方法詳細御報知相願度之を實施したる上果して實效を見るに至らば相當の御禮可仕候

## 時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

## 時事新報廣告料前金

| 五號活字ニテ一行廿四字詰 | 一行ニ付一日限 | 一行ニ付二日以上六日迄 | 一行ニ付七日以上十五日迄 | 一行ニ付十六日以上 |
|---|---|---|---|---|
| 自一行至十行 | 十錢 | 八錢 | 七錢二厘 | 六錢八厘 |
| 自十一行至卅行 | 九錢 | 七錢 | 六錢三厘 | 五錢九厘五毛 |
| 三十一行以上 | 八錢 | 六錢五厘 | 五錢八厘五毛 | 五錢五厘 |

# 時事新報

## 繁文の弊

施政の要は成る可く些少の費用を以て成る可く多くの幸福を人に與ふるに在ること勿論なれども古來何れの世に在りても當局者は常に事業の擴張を名とし租稅の增加を圖りて止まざるの弊少からず而して費用の增加は官吏の增加に從ひ官吏の增加は政務の增加に從ふものにして世の文明の進步と共に人事の繁多なるに至れば政府の事務も亦これと共に增加せざるを得ず是即ち官吏に多數を要する原因ならんなれども中には繁文と唱へて無益の業に手數を勞し時間を費すの例頗る多きに似たり左れば繁文を去れば隨て吏員を減す可きは數の明白なるものなれば爲政の道は繁を去て簡に就くに在ること疑ふ可きに非ずと雖も抑も繁文の生ずる其由來を尋るに政務の要に迫りて人を用るに非ずして人の爲めに無用の官を作り其官あるが爲めに自ら政務に煩雜繁文の弊を生ずることとなるが故に今その弊を恐れて之を救はんとならば先づ事の源に溯り吏員を沙汰するの斷行なかる可らざるなり

人の爲めに繁文を作り繁文の爲めに亦人を要して多々益々際限なきは何れの國にも免れざるの弊なれども佛人[illegible]ダウヰネル氏が此程同國繁文の弊の甚だしきを論じたる文章あり同國より移して日本の政治社會を[illegible]に異ならず[illegible]を揭げん[illegible]比較すれば[illegible]一個年九億五千[illegible]既往六十四年[illegible]に至りては二千十六億法の多きに進み恰も此年間に其租稅を四倍するに至れり其內、戰爭の費若くは償金として外國に支拂ひたる金額もあらんと雖も之を外にして重なる原因は官吏の數、年々に增加し從て其費用の著しく嵩みたるに在りと云ふ可し殊に近代に至りては繁文最も煩はしく去る千八百七十六年以來吏員の非常に增加しゝる中に就ても其弊は殊に高等官に甚だしきが如し千八百七十五年中央政府高等官吏の年俸一千二百萬法なりしに同八十八年に至りては三千一百萬法の多きに達し十餘年間に全く五割を增加したるの比例なれども是と同時に政府の事業も擴張したる所あるやと云ふに更に然らず右は費用の增加あれども次に既往十年間に新設の官職を擧れば總監職十一名、副總監職十九名、局長五十一名、副局長七十四名の多きに至れり而して局長と屬官との比例を問へば局長のみ多くして屬官の數は之に伴はず例へば美術省の如き各局に長たる者三十八人あれども之に附屬する屬官は七十名に過ぎず教部省の如きも各部の長官は二十名にして屬官は三十名のみ又他の諸省に在りても其比例は孰れも相似たる者にして扨長官の身と爲りて考れば自分擔當の一局に斯くばかりの少人數を以て用を辨ずると有りては世間に對して其局の必要を表するに足らず或は無用の官局などゝ人の批難も圖り難き次第なれば兎に角に屬官の數を增して局務繁忙の外面を裝はんと務め事の有無に拘はらず唯自局の賑ひの爲めに無用の官吏を登庸して止まざるものゝ如し內政の次第斯の如くにして更に外交上の費目に至りても難兄難弟の趣を見る可し蓋し伊太利、日耳曼の兩國統一の事業成らざりし頃は佛國は諸小國に一々公使を派遣したれども兩國一統の治に及んでは諸州駐在の公使は概ね廢せられて外交官は數を減ず可き筈なるに千八百四十七年ギゾー氏が外務の主任たるに當りては大使館公使館の書記官總計三十三名なりしに本年フルーラン氏が外務卿たりし節は書記官の數七十四名即ち以前に較べて殆んど二倍の增加を見るに至れり或は陸軍省の如きも官吏の數は次第に增加し現にブーランヂェー將軍がフレー氏の內閣に立て陸軍卿たりし時は其配下の傳令使十三名の多きに及びたるに其以前即ち千八百六十四年ニール氏陸軍の事を攝するに當りては傳令使は僅に七名なりし斯く二十年足らずの內に其數を二倍にしたる事實に依りて之を見るも繁文の弊は判然として明なる可し而して政府の事務は官吏の增加したる丈けに擴張したる者かと云ふに決して然らず獨逸陸軍省の屬官は總計二百七名あれども佛國の陸軍省には七百五十五名を要せり即ち佛の陸軍省官吏は獨に對して三倍強の多數なれども事務には差しての區別なかる可し或は文部の費用に就て論ずるも既往二十年足らずの間に千六百萬法より八千萬法迄に增加したるは五倍の進みなれども同省の管下に屬する學生の數は四百萬人より進んで四百六十萬に達したるのみ再言すれば金に五倍の費用を拂ふて學生は數に僅か一割半を增したる者にして金と出來榮と不釣合なりと云はざる可からず斯の如く政府の繁文增加しゝると共に弊害の多き其例證は監察事務の[illegible]に照して知る可し即ち本人自身は無能無識にして[illegible]するを得ざれども他人の仕事には傍より彼れ是れと喙を容るゝと容易なるが故に其無能者の爲めに計り調査委員監察委員など一種の冗官を作るの例少からず然るに近來は物價下落し生活の費用減じたるにも關らず文官の費用は逆さまに進んで剩へ石炭蠟燭より官舍邸宅の贅澤費までも官府より之を給するとは以ての外の事ならずや是に反して裁判官及び軍人の如きは平生政府に緣薄く從て政黨の勝敗政權の授受を利する能はざるより賄賂として官を進められ又俸給を增加せらるゝの僥倖なく文官のみ獨り其私を占むるは偏頗の次第と謂はざる可からず是れ佛國現今官吏の有樣なり云々

以上は佛國にて繁文の爲め又賄賂の爲めに無益の官職を設け無用の人を用ひゝる其弊の例證なり若しダウヰネル氏の說をして眞ならしめば我輩は佛國人民の爲めに其負擔の年々歲々に增加するを唯氣の毒に思ふ外なき者なり

## 官報

○閣令の脫字　一昨日の本欄に揭げたる閣令第十二號中府縣知事の下に(東京ハ警視總監)警察機密費の下に(高等警察ニ屬スルモノヲ除ク)の分註を脫せりと昨日の官報に是正せり

○文部省告示第五號
明治二十一年(五月)文部省令第三號特別認可學校規則ニ依リ東京府下神田區小川町一番地私立東京佛學校法律科ノ學則ヲ認可ス
明治二十一年八月九日　文部大臣子爵森有禮

○文部省告示第六號
明治廿一年(五月)文部省令第三號特別認可學校規則ニ依リ東京府下南豐嶋郡下戶塚村六百四十七番地私立東京專門學校法律學科ノ學則ヲ認可ス
明治二十一年八月九日　文部大臣子爵森有禮

○東京府告示第二十七號
本月七日臨時府會區部會ヲ閉ツ
明治廿一年八月九日　東京府知事男爵高崎五六

○高等中學校經費に關する訓令　去る七日內務大藏文部三大臣より高等中學校經費を地方稅に於て分擔するの儀は來二十二年度以降當分之を止むる旨府縣知事へ訓令せり(內務省)

○長崎港虎列剌に關する訛傳　近來長崎港に於て虎列剌大に流行せりとの風說橫濱神戶居留外國人等の間に行はれ隨ひて近來外國船舶の同港に入港する者頓に其數を減し商業上其他に影響を及ぼすこと尠からず依て今同港虎列剌に關する實況を記さんに本年に至り同港近傍にて該病に罹りゝるものは今日迄總て二人のみ即ち一は西彼杵郡下長崎村小嶋郷に於て女一人六月二十一日輕症虎列剌特發し同二十七日全治す一は同郡戶町村に於て男一人七月二十日特發即日死亡せり右は孰も當時充分の消毒法を施し其後絕て傳播の模樣なく同港は固より健康地にして現に港口女神に檢疫所を設け香港厦門より來る船舶に對して檢疫消毒の手續をなし港內に於ては官民共に晝夜病害豫防のことに力を盡して敢て怠ることなければ決して風說の如き事實なきなり(長崎縣)

○郵便及電信收入　本年七月中各郵便電信局及郵便局電信局に於て收入せる郵便稅電報料等の概算は金二十五萬三千六百八十一圓なり(遞信省)

○幌內鐵道運輸收入　北海道幌內鐵道に於て本年四月より同六月に至る三箇月間乘客荷物運輸及收入は左の如し(北海道廳)

| 乘客 上等 | 乘客 中等 | 乘客 下等 | 乘客 合計 | 物貨 手荷物 | 物貨 小荷物 | 物貨 貨物 | 物貨 合計 | 石炭噸數 | 賃金 乘客 | 賃金 荷物 | 賃金 石炭 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三、七三四人 | 三五、五五一人 | [illegible]五二〇人 | 一三九、八〇五人 | 四、八六斤 | [illegible]斤 | [illegible] | [illegible]斤 | 二萬[illegible]千[illegible]百六十七噸 | 九、五五六、六一〇圓 | [illegible]圓 | [illegible]圓 |

賃金合計　四萬四千八百四十七圓二十錢

○霧嶋嶽噴火及硫黃採收概況　鹿兒嶋縣大隅國西囎唹郡田口村霧嶋嶽噴火硫黃採收の概況は曩に揭載せしが去る三月十日降雨のために砂石を窩內東北隅の大噴口